

表一① 奨励補助金の変更 (予想額)

現行	改定	削減額
特定作物 5.8万円	5.0万円	△8,000円
永年性作物 5.8	5.8	—
一般作物 4.3	3.5	△8,000
野菜 3.8	3.0	△8,000
保全管理 4.3	3.0	△13,000
土地改良通年施行 4.3	3.0	△13,000
青刈り稲飼 5.8	3.5	△23,000

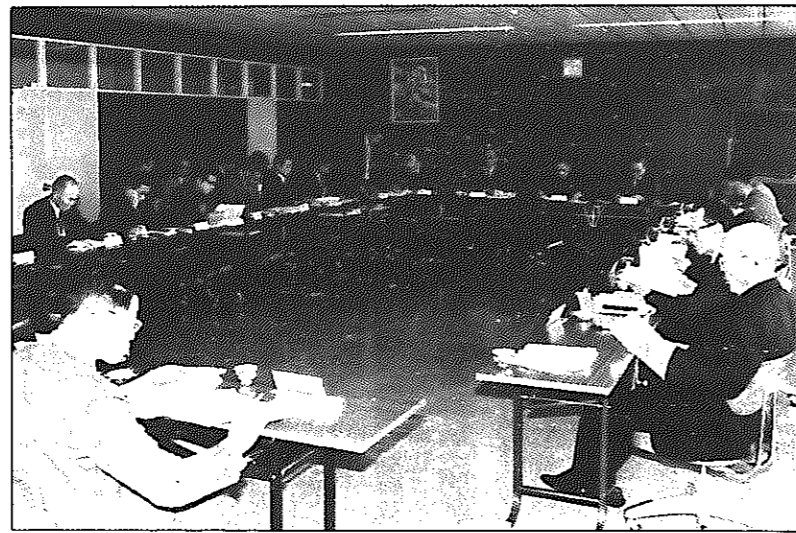
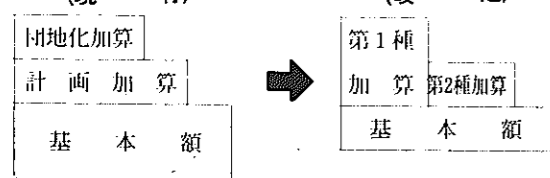
表一② 加算金の変更

現行	改定
加算の種類 特定作物 一般作物	加算の種類 特定作物 一般作物
団地化加算 10,000円 7,500円	第1種加算 20,000円 15,000円
計画加算 転作率に応じて 5,000円～13,500円	→ 廃止
新設	→ 第2種加算 10,000円 10,000円

■ 転作定着化推進加算の対象

種別	種類	加算の対象
第一種加算	団地化加算	第2期対策の団地化加算と同じに転作田の団地化を図り生産性の向上をめざすもの
	集落単収転作加算	集落ぐるみで水田を畑転換し、畑作物を中心とする地域営農の確立をめざすもの
第二種加算	集落転作加算	転作営農の組織化を志向するもの
	地域特産物加算	転作物の産地化を志向するもの
	高度利用加算	水田利用率の向上等を志向するもの
特認加算		県知事が国と協議し、転作の定着を促進する上で特に必要と認められたもの

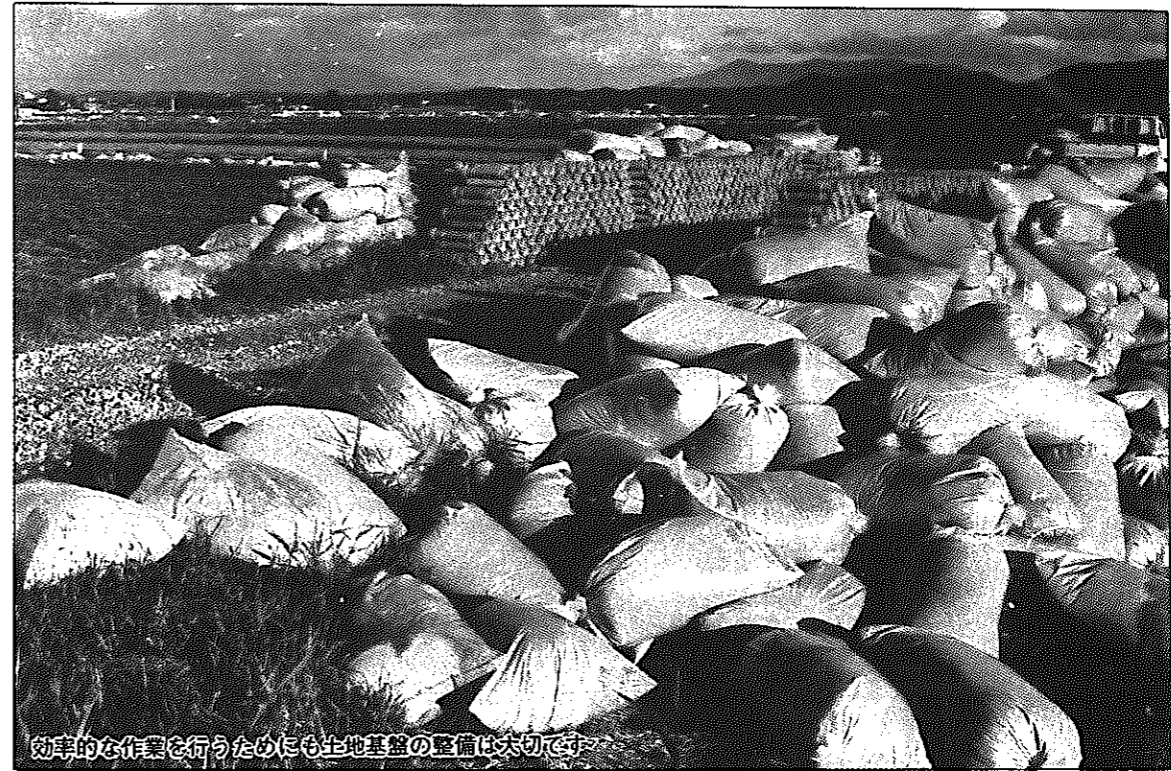
■ 加算制度の体系 (現行) (改定)



市農業生産対策協議会では1月18日に会議を開き、第3期対策の取り組みなどを協議

61年度までの第3期対策

59年度の転作目標面積は620ヘクタール



効率的な作業を行うためにも土地基盤の整備は大切だ

他用途利用米は集落単位に配分

本年度、県から白根市へ配分された転作等目標面積は、六百二十ヘクタール(うち他用途利用米面積五百九十九ヘクタール)で、五十八年度に比べ〇・二割減っています。

各農家への面積や売渡限度数量の配分方式については、従来までの第二期対策と変わっていません。ただ、第三期対策(五十九年度から六十一年度として)新たに「他用途利用米」の生産を導入したこと、②転作奨励補助金が最高で二万三千元、最低八千円の幅で

59年度水田利用再編対策白根市への配分 (単位:ヘクタール)

転作等目標面積	昭和59年度			59年度米事前売渡限度数量
	実際に転作をする面積	他用途利用が可能な面積	他用途生産予定数量	
620	561	59	329.1	18,080 (うち) 16,179 (もち) 1,901

引き下げられること、③加算制度などが、大きく変わっています。

他用途米・取り組みは農家の自主選択に

国では、水田の有効利用、転作の限界、米の輸入の回避などから他用途利用米(加工原材料として、みそ、せんべい、穀粉に利用)の生産を導入することとしました。これについて、本市では生産価格(一袋当たり約一万円程度)が、主食用の米と比べ格段に安いことから、青刈り稲や保全管理田と関連させながら農家の自主選択にゆだね、取り組むことにしました。面積と数量配分は、転作目標面積の九・五%と少ない面積のため個人配分が難しく、集落単位ごとにまとめて配分する方法を取りま

転作奨励金が引き下げに

転作奨励補助金は、表①のように改定されます。また、表②のように転作の定着化を一層促進する

ため、現行の加算制度が見直され、転作定着化推進加算として、第一種、第二種加算に分けられて交付されることとなります。なお、第一種と第二種加算は重複して交付されませんし、保全管理、農業生産施設用地などは加算対象にはなりません。

転換畑の補助金 交付期間は五年

転換畑(水稲の作付けが不可能な水田)に対しての奨励補助金について、新たに五年の交付期間が設定されます。ただし、すでに五年を経過しているもの、また、第三期対策の期間中に五年を経過するものについては、経過措置として第三期中に限り、引き続き奨励

金を交付します。

「転換畑に対しての奨励補助金」

- ①転作が行われた場合は、永年性作物と同額。
- ②永年性作物等奨励補助金の交付期間が限定されているものへの転作と転換が行われた場合は、当該作物に対しての補助金を交付。
- ③転換畑を農協などへ預託した場合は、管理転作奨励補助金を交付。

「青刈り稲(飼料)は一般作物扱い」

りんごは非対象作物にりんごは転作物の対象から除外されます。ただし、五十八年度までに奨励金の対象となったものは、交付期間(五年)が満了するまでは奨励金が交付されます。

「飼料用青刈り稲は一般作物に現行は特定作物でしたが一般作物

連担団地化と収益性の高い転作を

以上の事柄を踏まえ、市では第三期対策の推進方針を、次のように考え、農家の人々と話し合いながら取り組んでいきます。

- 集落ぐるみで話し合いを進め、転作田の連担団地化を図る。
- 転作定着化推進加算制度の新設に伴い、地域の創意工夫を生かして、生産性と定着性の高い転作を推進する。
- 麦、大豆を引き続き重点作物として栽培普及を図り、その輪作体系や地域の条件に適した作物を導入して、産地の拡大をめざす。
- 土地基盤整備を進め、機械化を推進し、転作作業の効率化を図る。
- 集落転作委員会、地区別協議会の活動を活性化し、農業関係団体との連携を密にしながら、推進体制を強化する。